

自動車交通手段→	公共交通機関 利用可否	乗り合い		単独で利用	
		緑ナンバー	白ナンバー（自家用車の利用）	緑ナンバー	白ナンバー（自家用車の利用）
↓移動能力		基本的に路線とダイヤが決まっていますバス停まで出向いて乗車 (基本的に 予約不要)		利用者が必要なときに必要なところから必要なところまで乗車 (基本的に 要予約)	
<p>■普通に15分以上問題なく歩き続けられる方（健常者）</p> <p>階段の上り下りも自力で可能。鉄道駅やバス停1km圏内であれば鉄道・路線バス利用可能（時速4kmで15分＝1km）。バスから鉄道への乗り換え、鉄道相互の乗り換えも可能。</p>	自 公 力 共 で 交 通 利 用 機 関 を	<p>・路線バス（立川バス・京王バス）： 大型バス(定員約80人)中型バス(定員約60人)</p> 	<p>・市町村運営有償運送の交通空白輸送（過疎・交通空白地帯でバス事業者による旅客輸送が確保困難な場合）</p> 	<p>・タクシー（「流し」や駅前のタクシー乗り場から乗る場合は予約不要）</p> 	<p>・自分で運転する自家用車</p> 
<p>■普通に歩けるが5分以上歩くのは苦痛な方</p> <p>段差や坂道が苦痛だがバス停が200～300m圏内であれば路線バス利用可能（時速4kmで5分＝約300m）。バスから鉄道への乗り換え、鉄道相互の乗り換えはどうか可能。</p>		<p>・コミュニティバス「くにっこ」（定員約30人）</p>  <p>・コミュニティワゴン試行運行「くにっこミニ」：ワゴン車（定員10人）</p> 	<p>・公共交通空白地有償運送（公共交通空白地帯においてバス事業者による旅客輸送が困難な場合に市町村やNPO等が地域の生活に必要な旅客輸送を確保）</p> 	<p>・タクシー（車両がユニバーサルデザインのもの、運転手がヘルパー資格を持っているもの）</p> 	
<p>■ゆっくりでしか歩けない方</p> <p>歩行者用信号が青の間に渡りきれない。当然、移動距離も限定される。ベンチで休み休み移動すればバス停までは行けるかもしれないが玄関先まで車が来てくれると助かる。</p>	原 則 と し て ド ア ト ド アの 交 通 手 段	<p>・路線を設定しないデマンドバス（要予約＝乗合の形態としては特殊。複数の利用者の乗車地と降車地が同じになることは極めて少ないので乗合になる確率は低い）</p> 	<p>・自治会などが無償で運行する乗合交通（運賃無償）</p> 	<p>・福祉輸送事業限定タクシー（タクシーのうち福祉輸送事業に限定しているもの。いわゆる福祉タクシー。訪問介護事業者などが許可を受けることもある）</p> 	<p>・家族などが運転する自家用車</p> <p>・NPO,自治会などが登録をうけて実施する福祉有償運送。</p> <p>・市町村が実施する市町村運営有償運送（市町村福祉輸送） （利用するにはいずれも登録が必要）</p> 
<p>■家の中なら自力でゆっくり移動できる方（単独で外出するのは転倒などが不安）</p> <p>玄関先まで車が来てくれれば自力で乗り込めるが車で目的地まで着いたあとは介助が必要。</p>		乗 降 介 助 必 要	(なし)	<p>・複数の利用者宅を回るデイサービスやクリニックなどの送迎車（運賃無償）</p> 	<p>・民間救急（福祉タクシーの一種だが、ストレッチャー対応に特化したもの）</p> 
<p>■寝たきりの方</p> <p>ストレッチャーごと移動←ワゴン型福祉車両のみ対応可</p>	乗 降 介 助 必 須	(なし)	(なし)	(なし)	(なし)

※この表は、わかりやすく表現するため記述を簡潔にまとめている箇所があります。詳細は当該法規、政令、規則、通達等を参照のこと。